

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地形・地質等

美里町は、熊本県のほぼ中央部に位置し、地形的には南東部をはじめとした大部分が、九州山脈の余派を受けて、雁俣山等の標高が1,000mを超える山岳丘陵となっており、中央部と北部の一部に平野部が広がっている。また、町内を東から西へと流れる緑川は、釈迦院川、白石野川、津留川が合流して隣接する甲佐町へと注ぎ、瀬戸山から始まる浜戸川は、北部の平地を流れて宇城市へと注いでいる。

このような地理的条件から、内陸的気候の特徴である寒暖の差が著しいことから、梅雨の時期には降水量が多くなり、台風の進路によっては想定以上の豪雨をもたらす傾向がある。

(洪水：ハザードマップ) URL : <https://disaportal.gsi.go.jp/>

●中央地区

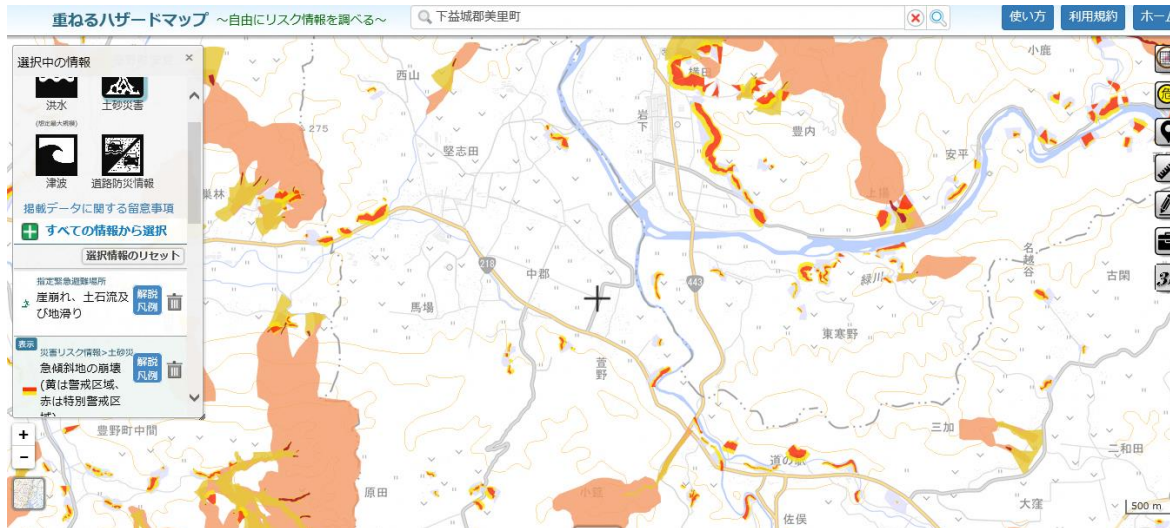


●砥用地区



(土砂災害：ハザードマップ) URL : <https://disaportal.gsi.go.jp/>

●中央地区

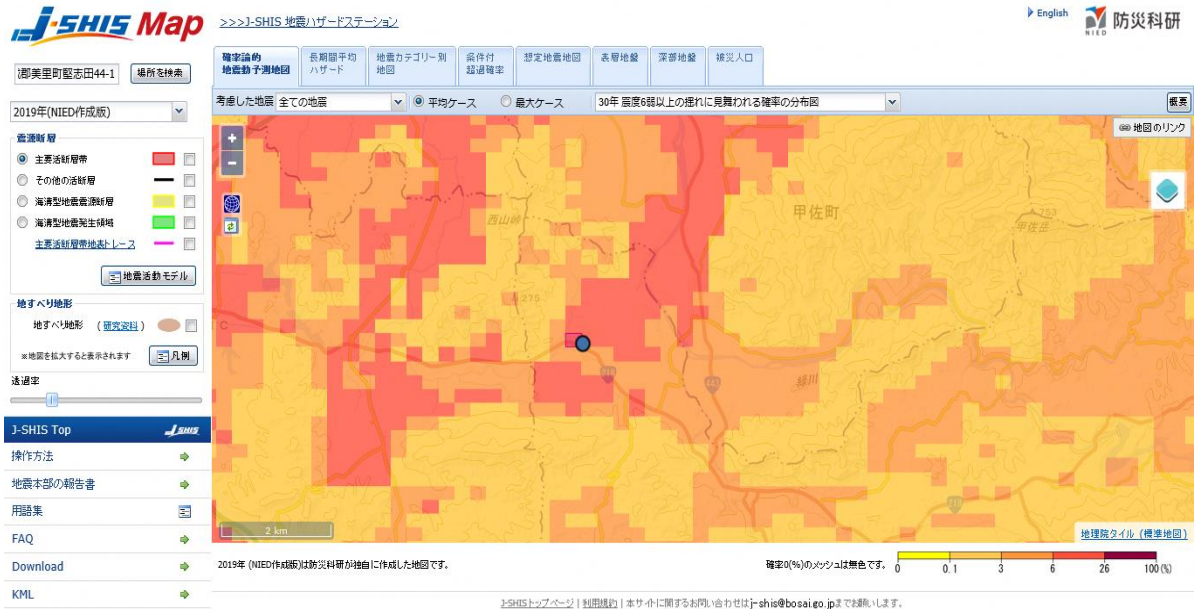


●低用地区

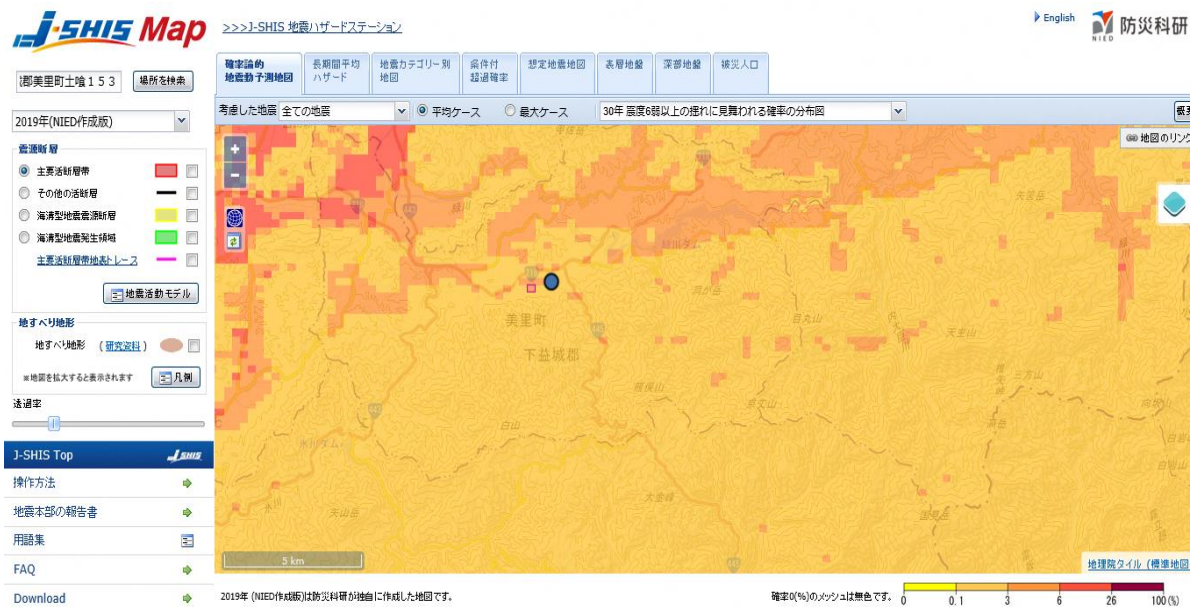


国土交通省のハザードマップを見ると、中央地区においては洪水によって最大3～5mの浸水被害が、低用地区においては土砂災害が想定されている。

(地震：J-SHIS)
 ●中央地区（中央支所を起点）



●低用地区（本所を起点）



地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が、今後30年間で中央地区では8.5%、低用地区で3.0%の発生確率となっている。

(その他)

平成以降の主な自然災害

- | | | |
|---------------------------|----------|---------------|
| ・平成 3 年 9 月 2 7 日 | 台風 1 9 号 | : 家屋浸水、農林産物被害 |
| ・平成 1 1 年 9 月 2 3 日～2 4 日 | 台風 1 8 号 | : 家屋浸水、農林産物被害 |
| ・平成 1 9 年 7 月 6 日～ 7 日 | 集中豪雨 | : 家屋浸水、農林産物被害 |
| ・平成 2 8 年 4 月 1 4 日 | 熊本地震前震 | : 家屋倒壊、農林産物被害 |
| ・平成 2 8 年 4 月 1 6 日 | 熊本地震本震 | : 家屋倒壊、農林産物被害 |
| ・平成 2 8 年 6 月 2 0 日～2 1 日 | 集中豪雨 | : 家屋浸水、農林産物被害 |

(2) 商工業者の状況 (平成 2 6 年度経済センサス活動調査より集計)

- ・商工業者数 3 7 3 人
- ・小規模事業者数 3 1 3 人

【内訳 / 県被害調査区分】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所立地状況等)
卸売・小売業	1 1 1	8 6	町内に広く分散
宿泊・飲食サービス	3 6	2 7	国道・県道沿線
製造業	4 2	3 5	町内に広く分散
建設業	8 4	7 8	町内に広く分散
その他	1 0 0	8 7	町内に広く分散
合計	3 7 3	3 1 3	

(3) これまでの取組

1) 美里町の取組

- ・防災計画 (一般災害対策、震災対策) の策定及びそれに基づく防災訓練の実施
- ・避難所の設定、運用マニュアルの作成
- ・防災マップの作成と周知
- ・ホームページ、防災無線での防災情報の提供
- ・防災備品の備蓄 (役場の総務課において、食料、水、備品等を備蓄)

2) 本会での取組

- ・防災備品および支援物資の搬入搬出の支援
- ・事業者の B C P に関する国の施策の周知
- ・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入

II 課題

現状では、緊急時の取り組みについて漠然的な記載に止まり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。さらには、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足しているなどの課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、管内の小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調が不良な社員を出勤させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知させることが上げられる。

Ⅲ 目標

- 管内の小規模事業者に対して、自然災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、美里町商工会と美里町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後、速やかな復興支援が行えるよう、また管内において感染症発生時には拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

〈事業者BCP策定の推進に関すること〉

- 管内の事業者を対象とした事業継続力強化計画に関するセミナーを、年1回実施する。開催通知は、対象者への定期巡回、郵送及び本会のホームページ、美里町の広報に関するホームページにて情報発信する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

美里町商工会と美里町の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

本計画と美里町地域防災計画（一般災害対策・震災対策）や、国の示す感染症予防マニュアルに基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップを用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組む可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

〈定量目標〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	2	2	2	2	2

※BCP策定件数：美里町商工会の経営指導員1名（2名在籍）あたり1件を策定目標とする。

2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・本会は令和2年12月、事業継続計画を策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・事業者BCPの取り組みに関する専門家を招聘し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや、損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- 4) フォローアップ
 - ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
 - ・本会と本町で、状況の確認や改善点について協議する。
- 5) 当該計画に係る訓練の実施
 - ・自然災害が発生したと仮定し、美里町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に、職員の安否確認を行う。
(商工会の事業継続計画に従い、SNS及び商工会災害対応システム等で迅速に確認する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、美里町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合に、美里町または本会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

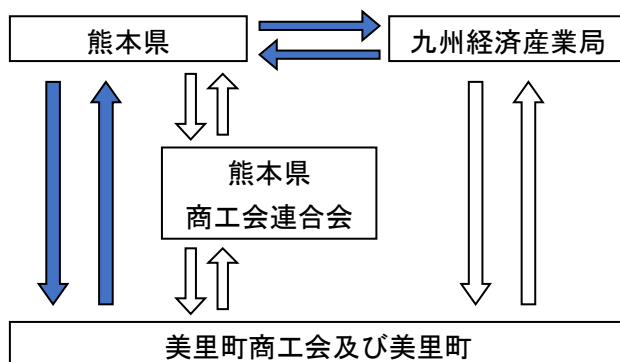
- ・本計画により、本会と本町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

- ・「美里町地域防災計画（一般災害対策・震災対策）」を踏まえ、必要な情報の把握と、発信を行うとともに、交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と本町は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と本町は共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAXにて報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本会と本町が共有した情報を熊本県の指定する方法にて本会又は本町より熊本県へ報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・本会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について美里町と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、本会・本町で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて本会・本町で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

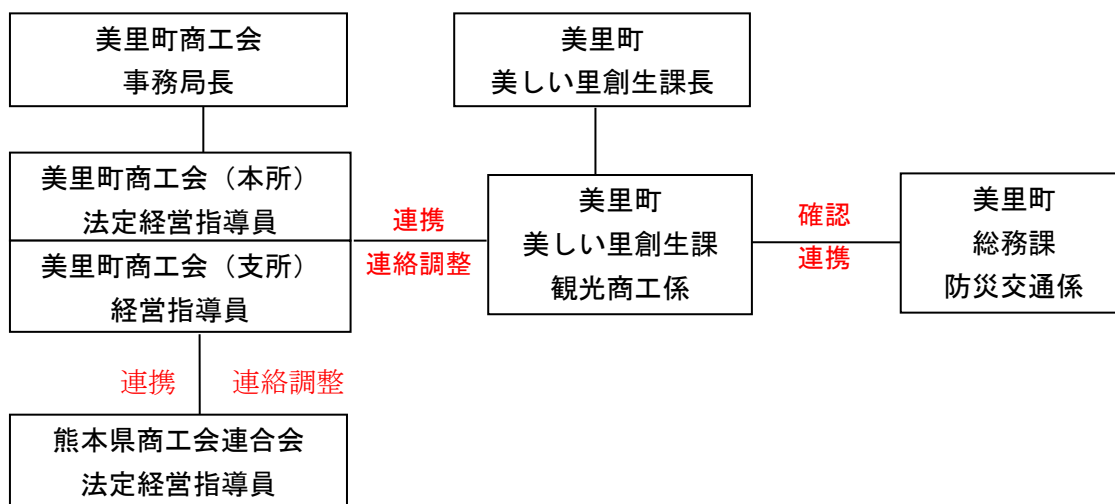
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月1日現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名	連絡先
清見 康弘 (美里町商工会)	後述 (3) ①参照
原田 真幸 (熊本県商工会連合会)	後述 (3) ①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取り組みの実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

美里町商工会

〒861-4721 下益城郡美里町土喰153

電話：0964-47-0336 FAX：0964-47-2378

E-mail：misato@kumashoko.or.jp

熊本県商工会連合会 特任支援課
 〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号
 電話：096-325-5161 FAX：096-325-7640
 E-mail：info@kumashoko.or.jp

②関係市町村

美里町役場（砥用庁舎）美しい里創生課
 〒861-4732 下益城郡美里町三和420番地
 電話：0964-47-1111 FAX：0964-47-0110
 E-mail：sousei@misato.kumamoto.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	160	160	160	160	160
講師謝金	40	40	40	40	40
講師旅費	10	10	10	10	10
資料印刷費	10	10	10	10	10
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、美里町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
① ② ③